（注3）　短期差入保証金（取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。以下この条において同じ。）からは、商品取引所、商品取引清算機関、証券金融会社、金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に差し入れるもの及び信用取引差入保証金（金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）第三条に掲げる額をいう。）を除く。

（注4）　短期差入保証金からは、第一号の表の上欄に掲げる取引の再構築コストの算出に当たって考慮したものを除くことができる。

（注5）　上記資産等からは、法第二百十条の規定による信託並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十三条の二第二項の規定による信託、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十三条第一項第二号ロ及び第百四十五条第一項第四号に規定する金銭信託に係るものを除く。

2　アドオンは、法的に有効な相対ネッティング契約下の取引について、当該取引に係るアドオンを次の算式により換算した額とすることができる。

ネットのアドオン＝〇・四×グロスのアドオン＋〇・六×ネット再構築コスト／グロス再構築コスト×グロスのアドオン

3　リスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げる取引先の区分に応じて、同表の下欄に定める率とする。

取引先			率（パーセント）
国			零
地方公共団体			
中央銀行			
外国政府その他の外国の法令上国、地方公共団体又は中央銀行に相当する者			
商品先物取引業者等	指定格付を付与された者		一・二
	指定格付を付与されていない者		五
その他の法人等	指定格付を付与された者		六
	指定格付を付与されていない者		二十五
個人			二十五

（注1）　商品先物取引業者等とは、次に掲げるものをいう。

(1)　商品先物取引業者

(2)　金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）

(3)　商品先物取引業者又は金融商品取引業者に準ずる外国の者（純資産額規制比率又は自己資本規制比率（金融商品取引法第四十六条の六第一項に規定する自己資本規制比率をいう。以下この条において同じ。）と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

(4)　国内の金融機関（規則第三十八条第一項第一号ロに規定する金融機関をいう。以下この条において同じ。）

(5)　国内の金融機関に準ずる外国の会社（自己資本比率基準の適用を受けている会社に限る。）

(6)　銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。）

(7)　銀行持株会社に準ずる外国の会社（自己資本比率基準の適用を受けている会社に限る。）

(8)　商品先物取引業者又は金融商品取引業者を子会社とする持株会社及びこれに準ずる外国の会社（純資産額規制比率又は自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

(9)　国際機関

（注2）　指定格付を付与された者とは、本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に指定格付（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）第一条第五号の指定格付をいう。以下この条において同じ。）が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において指定格付と同等の格付が付与されている場合には、指定格付を付与されたものとみなす。

（注3）　指定格付を付与されている連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）又は外国におけるこれに相当するものの連結子会社（同条第四号に規定する連結子会社をいう。）又は外国におけるこれに相当するものについては、当該連結子会社が指定格付以外の格付を付与されている場合を除き、指定格付を付与されたものとみなす。

（注4）　取引先の区分を行うことが困難な場合は、取引先の区分に応じて乗じる率を一律二十五パーセントとすることができる。

（注5）　次に掲げる者については、上記取引先の区分にかかわらず、取引先の区分に応じて乗じる率を一律百パーセントとする。

(1)　債務不履行宣言をした国、政府機関又は中央銀行

(2)　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行った者又は外国の法令に基づき同種類の申立てを行った者

(3)　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けた者又は外国の法令に基づき同種類の判断を受けた者

(4)　客観的に債務超過状態にあると認められた法人

（注6）　商品取引清算機関及び金融商品取引清算機関は、商品先物取引業者等のうち指定格付を付与された者とみなす。

4　第一項各号に掲げる額の算出において、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている場合には、当該預託を受けている担保金その他の資産の時価額を当該与信相当額から控除することができる。

（その他取引先リスク相当額）

第十条　その他業務に係る取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額を合理的な方法により算出し、これを取引先リスク相当額に加算することができる。

（基礎的リスク相当額）

第十一条　規則第九十九条第一項第三号に規定する基礎的リスク相当額は、合理的な方法により算出しなければならない。

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。